

猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書

第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 様

_____ 税 務 署 長 印

(通 知 用)

あなたが _____ 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税については、
租税特別措置法第 70 条の 6 の 6 第 1 項の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次の
とおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

- 1 納税の猶予がなされていた相続税の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ _____ 円
- 2 猶予期限が確定した相続税の額（猶予確定税額）・・・・・・・・・・ _____ 円
- ほかに利子税の額
（租税特別措置法第 70 条の 8 〈□該当・□非該当〉） _____ 円
- 3 引き続き納税の猶予がなされる相続税の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ _____ 円
- 4 確定した相続税の猶予期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 猶予期限が確定した理由

猶予期限が確定した相続税の額及び利子税の額は、上記 4 の猶予期限までに _____ 急 同封の納付書に
より日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付し
てください。

なお、上記 4 の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記 2 の猶予確定税額に、上記 4 の
猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せ
て納付してください。

猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書

使用目的

この通知書は、山林の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。